

承認第 2 号

令和 4 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の
専決処分に関し承認を求めることについて

後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴い、令和 4 年度野田村後期
高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年
法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分した
ので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日提出

野田村長 小 田 祐 士

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する暇がないと認められるので、次のとおり専決処分する。

令和 4 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

令和 4 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 31 日専決

野田村長 小 田 祐 士

令和 4 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） （別紙）

(別紙)

令和4年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和4年度野田村の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

野田村長 小 田 祐 士

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
29,619	48	29,667
29,619	48	29,667
46,962	48	47,010

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
46,758	48	46,806
46,758	48	46,806
46,962	48	47,010

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
1 後期高齢者医療保険料	29,619
歳入合計	46,962

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
48	29,667	
48	47,010	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	46,758	48
歳出合計	46,962	48

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
46,806				48	
47,010				48	

2 歳 入

款		項	目	補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料		29,619	48	29,667
	1	後期高齢者医療保険料		29,619	48	29,667
		1 特別徴収保険料		20,204	48	20,252

1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	48	現年度分

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2		46,758	48	46,806				48
	1	46,758	48	46,806				48
	1	46,758	48	46,806				48

2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	48	○後期高齢者医療広域連合納付金